

## 事業者向け

# インターネットを利用した「原案確認」・「資料提供」等の予約に関するQ&A

令和4年4月26日版

Q1 正式な運用開始についてはいつからですか？

- A 原案確認予約、資料提供予約の正式な運用開始は以下のとおりです。  
区によって開始日が異なりますのでご注意ください。  
ケアマネジメント研修は随時ご案内します。

	原案確認の予約	資料提供（審査会資料）
門司区	令和4年6月1日（水）	令和4年6月1日（水）
小倉北区	令和4年6月1日（水）	令和4年6月1日（水）
小倉南区	準備中（後日通知）	令和4年5月16日（月）
若松区	令和4年5月16日（月）	令和4年5月16日（月）
八幡東区	令和4年5月16日（月）	令和4年5月16日（月）
八幡西区	令和4年5月16日（月）	令和4年5月16日（月）
戸畑区	令和4年5月16日（月）	令和4年5月16日（月）

Q2 令和4年5月16日以降は、インターネットでの予約のみとなるのですか？

- A 原案確認の予約、資料提供の予約については、当面の間は電話での予約を併用します。  
将来的にはインターネットの予約に統一する予定です。

Q3 今まで通り、電話での予約も継続されますか？

- A 原案確認の予約、資料提供の予約については、当面の間は電話での予約も併用します。  
将来的にはインターネットの予約に統一する予定です。

Q 4 マニュアルはどこからダウンロードできますか？

A マニュアルは北九州市のホームページからダウンロードできます。

URL

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file\\_0578\\_00002.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0578_00002.html)

トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 医療・福祉・健康・衛生（事業者向け） > 福祉 > インターネットを利用した原案確認等の予約方法について

Q 5 ホームページ掲載の資料を印刷したが、文字が不鮮明で見づらいのですが？

A 見づらい資料を掲載し、大変失礼いたしました。  
資料を差し替えましたので、改めてご確認ください。

Q 6 予約は当日でも可能ですか？

A 今回の変更は、これまで電話のみだった予約をインターネットでも可能にしたものです。  
今まで通り、前日（閉庁日に当たる場合は、その前の開庁日）の17時までに予約をしてください。

(1) 原案確認についてはインターネットを利用した予約は、前日（閉庁日に当たる場合は、その前の開庁日）の17時をのメ切とします。

お急ぎの場合は、圏域の地域包括支援センターにご連絡ください。

(2) 資料提供については、審査会資料の発行や委託書の作成等に時間を要するため、当日の対応は出来かねます。

緊急の際は、各区の統括支援センターにご相談ください。

Q 7 資料提供を予約当日に受け取ることはできますか？

A 審査会資料の発行や委託書の作成等に時間を要するため、当日の対応は出来かねます。  
なお、緊急の際は各区の統括支援センターにご相談ください。

Q 8 資料提供は予約当日ではなく、予約日以降の受け取りも出来ますか？

- A 当日の急用等で、予約当日の受け取りが難しい場合は、事後の受け取りも可能です。  
事後になるときは、各区の統括支援センターにご連絡ください。  
予約日を変更したい場合は、各区の統括支援センターにご連絡ください。

Q 9 資料提供は予約当日の9：30以降ですか？

- A 審査会資料の発行や委託書の作成は、予約当日に行っています。資料作成に時間を要しますので9：30以降でお願いします。

Q 10 前日予約の入力は、何時でも良いのですか？

- A 原案確認、資料提供の予約入力は前日（閉庁日に当たる場合は、その前の開庁日）の17時までとしています。締め切り前であれば、システムメンテナンス時を除き、24時間いつでも予約が可能です。

Q 11 返却の予約はできますか？

- A 原案確認予約の画面からプラン種別で「返却」を選ぶことで可能です。

Q 12 予約のキャンセルする場合は、どのようにしたらよいですか？

- A 予約のキャンセルは電話連絡となります。  
原案確認のキャンセルは各地域包括支援センター  
資料提供及びケアマネジメント研修は各区の統括支援センター  
にご連絡下さい。

Q13 予約時の返信メールは、いつ頃届きますか？

A 原案確認、資料提供の場合は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約の際に登録いただいた事業所のメールアドレスへ、また、研修の申し込みの場合は、予約時に入力したメールアドレスへ、概ね即時に返信されます。

なお、研修の申し込みで、数分経っても返信が無いようであれば、メールアドレスの入力のミス、メールの受信設定の問題が考えられます。

メールの受信設定をご確認いただき、問題が無いようであれば、各区の統括支援センターにご連絡ください。

Q14 メールアドレスの申込み・確認等はどこに連絡したらよいですか？

A 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約の際に登録いただいた事業所のメールアドレスを変更・確認したい場合は、地域福祉推進課にご連絡ください。

Q15 原案確認・資料提供の予約時に自動的に入力されるメールアドレスは、入力時に手動で変更できますか？

A 予約時には、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約の際に登録いただいた事業所のメールアドレスが自動的に入力されるようになっており、入力時に手動で変更することはできません。

メールアドレスの変更を希望する場合は、変更届を提出してください。

なお、登録できるメールアドレスは、1事業所につき1つまでです。